

○条例案（9件）

番号	件名	概要
1	大阪府立高等学校等条例一部改正の件	<p>(1) 府立の高等学校の募集定員の増による学級数の増及び特別支援学校の児童・生徒数の増に伴う学級数の増により、教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 10,087人 → 10,215人</li> <li>・特別支援学校 3,241人 → 3,354人</li> </ul> <p>(2) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の制定に伴い、府立高等学校の授業料を不徴収とする。</p> <p>(3) 受益と負担の適正を図るため、手数料を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付手数料 400円</li> </ul> <p>(4) 府立支援学校施設整備基本方針に基づき、府立交野支援学校四條畷校、府立八尾支援学校東校、府立佐野支援学校砂川校、府立吹田支援学校鳥飼校を設置する。</p> <p>施行予定日 (1)、(2)、(4) は平成22年4月1日 (3) は平成22年6月1日</p>
2	大阪府立高等専門学校条例一部改正の件	<p>(1) 府立工業高等専門学校改革計画を踏まえ、教職員の定数を改正する。</p> <p style="text-align: center;">140人 → 128人</p> <p>(2) 受益と負担の適正を図るため、手数料を設定する。</p> <p style="text-align: center;">証明書交付手数料 400円</p> <p>施行予定日 (1) は平成22年4月1日 (2) は平成22年6月1日</p>
3	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国の定数改善により、府費負担教職員の定数を改正するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 27,418人 → 27,375人</li> <li>・中学校 14,975人 → 15,375人</li> <li>・特別支援学校 1,213人 → 1,287人</li> </ul> <p>施行予定日 平成22年4月1日</p>
4	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校薬剤師の公務災害に係る補償基礎額を改定するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>施行予定日 公布の日</p>
5	職員の給与に関する条例等一部改正の件	<p>平成21年度給与改定に係る昨年10月13日の本府人事委員会の勧告及び労働基準法の改正などを踏まえ、高等学校等教育職給料表の改正及び月60時間を超える場合における時間外勤務手当の支給割合の引上げ並びに時間外勤務代休時間制度を導入する。</p> <p>施行日 平成22年4月1日</p>

番号	件名	概要
6	職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	<p>大阪維新プログラム（案）に基づく人事制度改革の一環として、府民の理解が得られるものとなるよう、国や他府県の様況等を踏まえ、特殊現場作業手当の廃止など、特殊勤務手当の見直しを行うもの。</p> <p>施行予定日 平成 22 年 4 月 1 日</p>
7	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	<p>地方独立行政法人職員の専門性を高め、法人運営の一層の自立化を促進するため、当分の間、府職員が府が設立した一般地方独立行政法人の職員となるために退職した場合には、退職手当を支給しないこととし、府職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算できるようにするもの。</p> <p>施行予定日 平成 22 年 4 月 1 日</p>
8	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等一部改正の件	<p>1 勤務時間について、国及び他府県並びに民間における様況を踏まえて、1 週間の勤務時間を 40 時間から 38 時間 45 分に、1 日の勤務時間を 8 時間から 7 時間 45 分にするなどの見直しを行う。</p> <p>2 生理日に係る特別休暇について、国及び他府県の取扱いを踏まえて、見直しを行う。</p> <p>施行予定日 規則で定める日(2 については平成 22 年 4 月 1 日)</p>
9	大阪府職員定数条例等一部改正の件	<p>平成 21 年度の定数管理の取組成果等を踏まえ、一般行政部門の職員定数を改正するもの。</p> <p>(1) 大阪府職員定数条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事部局一般会計 8,528 人 → 8,328 人</li> <li>・ 教育委員会事務局 690 人 → 670 人</li> </ul> <p>(2) 大阪府地域整備事業及びまちづくり促進事業条例</p> <p style="text-align: right;">80 人 → 70 人</p> <p>(3) 大阪府水道企業条例</p> <p style="text-align: right;">504 人 → 484 人</p>

## 大阪府立高等学校等条例の改正の概要

教育委員会事務局教育振興室高等学校課、教育振興室支援教育課、教職員室教職員人事課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>1 府立の高等学校の募集定員の増員による学級数の増及び特別支援学校の児童・生徒数の増加に伴う学級数の増により、平成22年度の教職員定数の改定を行う。</p> <p>2 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の施行に伴い、大阪府立高等学校の授業料を不徴収とするため、所要の改正を行う。</p> <p>3 平成21年1月策定の「『大阪の教育力』向上プラン」及び平成21年3月策定の「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、大阪府立交野支援学校四條畷校、大阪府立八尾支援学校東校、大阪府立佐野支援学校砂川校及び大阪府立吹田支援学校鳥飼校を設置する。</p> <p>4 府立の高等学校及び特別支援学校の卒業者（中途退学者を含む。）からの申請により交付する卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書について、適正な受益者負担を求めるため、1通につき手数料400円を徴収する。</p>	<p>1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第3項により、府立高等学校等の職員の定数は条例事項</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により使用料は条例事項</p> <p>3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置は条例事項</p> <p>4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により手数料は条例事項</p>
	政策アセスメント
	<p>1、2、4について：財政課と調整済み。</p> <p>3について：財政課と調整済み。四條畷市、八尾市、泉南市及び摂津市とは、調整済み。</p>
改正の要点	制度間調整の内容
<p><b>【改正条例第1条関係】</b></p> <p>1 教職員定数の改定（第3条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">高等学校 10,087人→10,215人</p> <p style="padding-left: 20px;">特別支援学校 3,241人→3,354人</p> <p>2 授業料に関する規定を削除する。（第4条、第7条、第8条関係）</p> <p>3 大阪府立交野支援学校四條畷校、大阪府立八尾支援学校東校、大阪府立佐野支援学校砂川校及び大阪府立吹田支援学校鳥飼校の項を追加する。（別表第2関係）</p> <p><b>【改正条例第2条関係】</b></p> <p>4 卒業者への卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付に際して、1通につき手数料400円を徴収する。（新第7条関係）</p>	<p>2について：高等学校の授業料等に関する規則の一部改正</p> <p style="padding-left: 20px;">大阪府立高等学校における空気調節設備の使用に係る料金の額を定める規則の廃止</p> <p style="padding-left: 20px;">高等学校の授業料の減額又は免除に関する規程の廃止</p> <p>3について：大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正</p> <p style="padding-left: 20px;">大阪府文書通送規程の一部改正</p> <p style="padding-left: 20px;">大阪府基金条例に基づく府の機関の指定（告示）の一部改正</p> <p>4について：大阪府証紙による収入の方法によらないで徴収する手数料（告示）の一部改正</p>
	その他審査の参考となる事項
	<p>2について：平成22年1月29日に閣議決定された「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」が通常国会において審議中。</p> <p>3について：『大阪の教育力』向上プラン</p> <p style="padding-left: 20px;">重点項目8「府立支援学校等の教育環境の充実」</p> <p style="padding-left: 40px;">①府立支援学校の教育環境の整備</p> <p style="padding-left: 40px;">府立支援学校施設整備基本方針</p>
施行予定期日	
改正条例第1条については平成22年4月1日 改正条例第2条については平成22年6月1日	
適用区分	
2について：①平成21年度までの授業料を納付した者に対する還付は、なお従前の例による。 ②平成21年度までの授業料を納付していない者に係る授業料の納付及び免除については、なお従前の例による。	

## 大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例（案）要綱

### I 教職員定数の改定

#### 1 改正の理由

府立の高等学校の募集定員の増員による学級数の増及び特別支援学校の児童・生徒数の増加に伴う学級数の増により、平成 22 年度の教職員定数の改定を行う。

- ・高等学校 10,087人 ⇒ 10,215人
- ・特別支援学校 3,241人 ⇒ 3,354人

### II 授業料に関する規定の削除

#### 1 削除の理由

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の施行に伴い、大阪府立高等学校の授業料を不徴収とするため、授業料に関する規定を削除する。

同法律案第 3 条には、「学校教育法第 6 条本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りではない。」と規定されており、特別な事由がある場合の授業料の例外徴収が認められているが、大阪府においては教育的観点から例外徴収の対象者を設けないこととするため、条例にも例外徴収の規定は設けない。

#### 2 適用区分について

以下 2 点について、附則により規定する。

- (1) 平成 21 年度までの授業料を納付した者に対して還付の必要が生じた場合は、なお従前の例による。
- (2) 平成 21 年度までの授業料を納付せず、未納を理由に退学させられた者等に係る授業料の減免については、なお従前の例による。

### III 府立特別支援学校の分校整備

#### 1 改正の理由

##### (1) 府立特別支援学校整備の背景

- ・府立特別支援学校では、在籍児童生徒数が平成 11 年 2,313 人、平成 20 年 3,345 人となり 10 年間で 1,032 人増加している。府立知的障がい支援学校 15 校(内、知的障がい学級及び肢体不自由学級併置 5 校)中、在籍者が 200 人を超える学校が 9 校、300 人を超える学校が 5 校（平成 20 年 5 月 1 日現在）となっている。
- ・さらに将来推計により、今後 10 年間で 1,200 人増加することが見込まれている。
- ・よって、府立特別支援学校の在籍児童生徒数の増加への対応は、喫緊の課題である。

##### (2) 「府立支援学校施設整備基本方針」の策定と支援学校整備

- ・上記の状況に対応するため、平成 21 年 1 月に策定した『『大阪の教育力』向上プラン』において「府立支援学校の教育環境の充実」を重点項目として掲げ、平成 21 年 3 月に「府立支援学校施設整備基本方針」を策定し、以下のとおり今後 5 年間の取組みを示した。
- ・大阪府では、府立特別支援学校として計 25 校 1 分校を設置しているが、生徒増加に対応するため、平成 25 年度までに「豊能・三島地域」、「北河内地域」、「中・南河内地域」、「泉北・泉南地域」の 4 地域において知的障がい支援学校各 1 校の整備に着手する。
- ・新校の設計・工事には約 3～5 年の期間が必要であるため、新校整備までの間は、仮校舎として府有地・府有施設を改修し、府立特別支援学校を整備する。)

地域	校名	所在地	整備方針
豊能・三島地域	大阪府立吹田支援学校 鳥飼校	摂津市鳥飼 上一丁目	府立鳥飼高等学校跡地に新校を整備する。新校整備までの間、同校施設を改修して仮校舎とする。
北河内地域	大阪府立交野支援学校 四條畷校	四條畷市大 字砂	枚方市立村野中学校跡地を取得し、新校を整備する。新校整備までの間、平成 21 年度末閉校の府立四條畷北高等学校校舎を改修して仮校舎とする。
中・南河内地域	大阪府立八尾支援学校 東校	八尾市千塚 二丁目	府有地・府有施設を有効活用し、新校を整備する。新校整備までの間、平成 21 年度末閉校の府立清友高等学校校舎を改修して仮校舎とする。

泉北・泉南地域	大阪府立佐野支援学校 砂川校	泉南市馬場 三丁目	府有地・府有施設を有効活用し、新校を整備する。新校整備までの対応として府立砂川厚生福祉センター内に仮校舎を整備する。
---------	-------------------	--------------	--

## 2 校名の選定について

### (1) 大阪府立交野支援学校四條畷校

- ・当校は、閉校予定の府立四條畷北高等学校の校地・校舎を有効活用し設置するものであり、周辺には府立四條畷高等学校、私立四條畷学園などがある。
- ・教育委員会事務局で審議し、校名案を決定。

### (2) 大阪府立八尾支援学校東校

- ・当校は、本校である大阪府立八尾支援学校と同じ八尾市内にあり、本校とは国道170号線を挟み東に約1kmのところにあることから、東校とした。
- ・教育委員会事務局で審議し、校名案を決定。

### (3) 大阪府立佐野支援学校砂川校

- ・当校は、府立砂川厚生福祉センター内に所在し、最寄り駅も「和泉砂川」である。地元でも「砂川」の地名が広く認識されている。
- ・昭和48年から平成元年まで府立佐野養護学校砂川分教室が設置されていた。
- ・教育委員会事務局で審議し、校名案を決定。

### (4) 大阪府立吹田支援学校鳥飼校

- ・当校は、閉校した府立鳥飼高等学校の校地・校舎を有効活用し設置するものであり、周辺には鳥飼小学校、鳥飼東小学校などがある。また、最寄のバス停も「上鳥飼」であり、地元でも「鳥飼」の地名が親しまれている。
- ・教育委員会事務局で審議し、校名案を決定。

※本条例における高等学校等の配列の順序について

・本条例における高等学校等の配列の順序は次のとおりであり、この順序を今回の改正にも適用する。

・府内各地区の順序

ア 豊能地区      イ 三島地区      ウ 北河内地区      エ 中河内地区  
オ 南河内地区      カ 泉北地区      キ 泉南地区

・設置年度順等の配列

(1) 本校は、同一の行政区における設置学科の同じ高等学校にあっては、設置年度順とする。ただし、府内の各地区において既設校のある市町村に高等学校を設置する場合は、その市町村別に設置年度順とする。

(2) (1)において、2以上の高等学校を同一年度に設置する場合は、それらを北から配列する。

(3) 分校は、本校の次に配列する。同一の本校に属する2以上の分校の配列は、設置年度順とする。また、同一の本校に属する2以上の分校を同一年度に設置する場合は、それらを北から配列する。

#### IV 証明書交付手数料の新設

##### 1 新設の理由

府立高等学校及び府立特別支援学校の卒業生（中途退学者を含む）からの申請により交付する卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書について、適正な受益者負担を求めるため、証明書交付手数料を徴収する。手数料の額は、1通につき400円とする。

なお、自治法第二二七条の規定による手数料は、「特定の者のためにする事務」につき徴収できるものであるが、在学中の生徒に対する証明事務については教育行政の目的を全うするうえから当然必要とされるものであり、その結果として生徒の受ける利益は、第二次的ないしは派生的なものと考えられるので、在学中の生徒に対する証明事務については手数料を徴収しない。

##### 2 施行期日について

手数料の徴収について、一定の周知期間及び事務準備期間を設けるため、平成22年6月1日から施行する。

#### V 施行期日

I、II及びIIIについては平成22年4月1日から、IVについては平成22年6月1日から施行する。

大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第一条関係）

改正後

改正前

第一条 ・ 第二条 （略）

第一条 ・ 第二条 （略）

（職員の定数）

（職員の定数）

第三条 高等学校及び特別支援学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

第三条 高等学校及び特別支援学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 高等学校 一〇、二一五人
- 二 特別支援学校 三、三五四人

- 一 高等学校 一〇、〇八七人
- 二 特別支援学校 三、二四一人

（入学検定料及び入学料）

（入学検定料、入学料及び授業料）

第四条 高等学校に入学しようとする者は入学検定料を、高等学校に入学を許可された者は入学料を納付しなければならない。

第四条 高等学校に入学しようとする者は入学検定料を、高等学校に入学を許可された者は入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 前項の入学検定料及び入学料の額は、次の表のとおりとする。

2 前項の入学検定料、入学料及び授業料の額は、次の表のとおりとする。

通信制の課程	区分		入学検定料	入学料
	全日制の課程	区		
定時制の課程	昼間においてのみ授業を行う課程	夜間においてのみ授業を行う課程	二、二〇〇円	五、五〇〇円
	昼間において授業を行う課程（以下「昼間課程」という。）に在籍する場合（当該課程の単位を併せて夜間課程において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）の単位を併せて修得する場合を含む。）	夜間課程に在籍する場合（当該課程の単位を併せて昼間課程の単位を併せて修得する場合を含む。）	二、二〇〇円	五、五〇〇円
	夜間においてのみ授業を行う課程	夜間課程に在籍する場合（当該課程の単位を併せて昼間課程の単位を併せて修得する場合を含む。）	九五〇円	二、一〇〇円
	夜間においてのみ授業を行う課程	夜間においてのみ授業を行う課程	九五〇円	二、一〇〇円
	夜間においてのみ授業を行う課程	夜間においてのみ授業を行う課程	八〇〇円	五〇〇円

通信制の課程	区分		入学検定料	入学料	授業料
	全日制の課程	区			
定時制の課程	昼間においてのみ授業を行う課程	夜間においてのみ授業を行う課程	二、二〇〇円	五、五〇〇円	
	昼間において授業を行う課程（以下「昼間課程」という。）に在籍する場合（当該課程の単位を併せて夜間課程において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）の単位を併せて修得する場合を含む。）	夜間課程に在籍する場合（当該課程の単位を併せて昼間課程の単位を併せて修得する場合を含む。）	二、二〇〇円	五、五〇〇円	二十単位以上を修得するために当該単位の科目等に係る科目等（特別活動を除く以下同じ。）を履修する場合にあっては年額一四四、〇〇〇円、その他の場合にあっては年額九六、〇〇〇円（修業年限（編入学、転学又は転編を許可された者にあっては、その在学すべき期間以下同じ。）を超えて当該課程に在籍する者が九単位以下を修得するために当該単位の科目等のみを履修する場合にあっては、四八、〇〇〇円）
	夜間においてのみ授業を行う課程	夜間課程に在籍する場合（当該課程の単位を併せて昼間課程の単位を併せて修得する場合を含む。）	九五〇円	二、一〇〇円	年額三二、四〇〇円（昼間課程において、六単位以上九単位以下を修得するために当該単位の科目等を履修する場合にあっては、八〇、四〇〇円、十単位以上を修得するために当該単位の科目等を履修する場合にあっては、一四四、〇〇〇円）
	夜間においてのみ授業を行う課程	夜間においてのみ授業を行う課程	九五〇円	二、一〇〇円	
	夜間においてのみ授業を行う課程	夜間においてのみ授業を行う課程	八〇〇円	五〇〇円	一科目等（分割履修することとされている科目等）については、各分割されたものを一科目等とみなす。の額一、三〇〇円

備考 高等学校に入学を許可された者のうち、普通教室に空気調節設備が設置されている高等学校に在学する者あつては、表に掲げる授業料のほか、六、〇〇〇円以内で規則で定める額の当該設備の使用に係る料金を納付するものとする。

第五条 ～ 第六条 （略）

第五条 ～ 第六条 （略）

（還付）

（還付）

第七条 既納の入学検定料、入学料、聴講料及び受講料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第七条 既納の入学検定料、入学料、授業料、聴講料及び受講料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（減免）

（減免）

第八条 入学検定料及び入学料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

第八条 入学検定料、入学料及び授業料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。



大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第一条関係）

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
名称	位置	名称	位置
大阪府立視覚支援学校	大阪市住吉区山之内一丁目	大阪府立視覚支援学校	大阪市住吉区山之内一丁目
(略)		(略)	
大阪府立交野支援学校	交野市寺四丁目	大阪府立交野支援学校	交野市寺四丁目
大阪府立交野支援学校四條畷校	四條畷市大字砂	大阪府立交野支援学校	交野市寺四丁目
大阪府立箕面支援学校	箕面市船場東三丁目	大阪府立箕面支援学校	箕面市船場東三丁目
(略)		(略)	
大阪府立八尾支援学校	八尾市上之島町南七丁目	大阪府立八尾支援学校	八尾市上之島町南七丁目
大阪府立八尾支援学校東校	八尾市千塚二丁目	大阪府立八尾支援学校	八尾市上之島町南七丁目
大阪府立富田林支援学校	富田林市大字甘南備	大阪府立富田林支援学校	富田林市大字甘南備
大阪府立佐野支援学校	泉佐野市日根野	大阪府立佐野支援学校	泉佐野市日根野
大阪府立佐野支援学校砂川校	泉南市馬場三丁目	大阪府立佐野支援学校	泉佐野市日根野
大阪府立豊中支援学校	豊中市北緑丘二丁目	大阪府立豊中支援学校	豊中市北緑丘二丁目
(略)		(略)	
大阪府立吹田支援学校	吹田市芳野町	大阪府立吹田支援学校	吹田市芳野町
大阪府立吹田支援学校鳥飼校	摂津市鳥飼上一丁目	大阪府立吹田支援学校	吹田市芳野町
大阪府立泉北高等支援学校	堺市南区原山台二丁目	大阪府立泉北高等支援学校	堺市南区原山台二丁目
(略)		(略)	

大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第二条関係）

改正後	改正前（平成二十二年四月一日時点）
<p>第一条 ～ 第六条 （略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第七条 卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付を受けようとする者（在学する者を除く。）は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額は、一通につき四百円とする。</p> <p>（還付）</p> <p>第八条 既納の入学検定料、入学料、聴講料、受講料及び手数料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（減免）</p> <p>第九条 入学検定料及び入学料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第十条 この条例に定めるもののほか、高等学校及び特別支援学校に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。</p>	<p>第一条 ～ 第六条 （略）</p> <p>（還付）</p> <p>第七条 既納の入学検定料、入学料、聴講料及び受講料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（減免）</p> <p>第八条 入学検定料及び入学料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第九条 この条例に定めるもののほか、高等学校及び特別支援学校に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。</p>

大阪府立高等専門学校条例の改正の概要

教育委員会事務局教育振興室高等学校課、教職員室教職員人事課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>1 府立工業高等専門学校改革計画を踏まえ、平成22年度の教職員定数について改定を行う。</p> <p>2 卒業者（中途退学者を含む。）からの申請により交付する卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書について、適正な受益者負担を求めため、1通につき手数料400円を徴収する。</p>	<p>1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第3項により、府立の高等専門学校の職員の定数は条例事項</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により手数料は条例事項</p>
改正の要点	政策アセスメント（他部局、関係市町村、関係団体との調整）
<p>1 教職員定数の改定（第2条関係） 140人→128人</p> <p>2 卒業者への卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付に際して、1通につき手数料400円を徴収する。（新第5条関係）</p>	<p>財政課と調整済</p>
施行予定時期	<p>制度間調整の内容</p>
<p>1 は平成22年4月1日 2 は平成22年6月1日</p>	<p>2について:大阪府証紙による収入の方法によらないで徴収する手数料（告示）の一部改正</p>
適用区分	<p>その他審査の参考となる事項</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>

大阪府立高等専門学校条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条(略)                      (職員の定数)                      第二条 大阪府立工業高等専門学校(以下「学校」という。)の職員の定数は、百二十八人とする。                      第三条・第四条 (略)                      (手数料)                      第五条 卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付を受けようとする者(学校に在学する者を除く。)は、手数料を納付しなければならない。                      2 前項の手数料の額は、一通につき四百円とする。                      (還付)                      第六条 既納の入学検定料、入学料、授業料、研究料及び手数料は、還付しない。ただし、特別の理由のあると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。                      (減免)                      第七条 入学検定料、入学料、授業料及び研究料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。                      (委任)                      第八条 この条例に定めるもののほか、学校に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。</p>	<p>第一条(略)                      (職員の定数)                      第二条 大阪府立工業高等専門学校(以下「学校」という。)の職員の定数は、百四十人とする。                      第三条・第四条 (略)                      (還付)                      第五条 既納の入学検定料、入学料、授業料及び研究料(以下「授業料等」という。)は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。                      (減免)                      第六条 授業料等は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。                      (委任)                      第七条 この条例に定めるもののほか、学校に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。</p>

府費負担教職員定数条例の改正の概要

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>市町村立の小学校及び中学校並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国の定数改善により、平成22年度の府費負担教職員定数の改定を行う。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第1項により、府費負担教職員の定数は条例事項</p>
改正の要点	政策アセスメント（他部局、関係市町村、関係団体との調整）
<p>教職員定数の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府費負担教職員定数条例（第2条関係） <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 27,418人→27,375人</li> <li>中学校 14,975人→15,375人</li> <li>特別支援学校 1,213人→1,287人</li> </ul> </li> </ul>	<p>財政課と調整済</p>
<p>施行予定時期</p>	<p>制度間調整の内容</p>
<p>平成22年4月1日</p>	<p>その他審査の参考となる事項</p>
<p>適用区分</p>	

府費負担教職員定数条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>(府費負担教職員の定数)</p> <p>第二条 府費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校 二七、三七五人</p> <p>二 中学校 一五、三七五人</p> <p>三 高等学校 二八人</p> <p>四 特別支援学校 一、二八七人</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(府費負担教職員の定数)</p> <p>第二条 府費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校 二七、四一八人</p> <p>二 中学校 一四、九七五人</p> <p>三 高等学校 二八人</p> <p>四 特別支援学校 一、二一三人</p>

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の改正の概要

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正（平成 21 年政令第 271 号。平成 21 年 11 月 30 日公布、同年 12 月 1 日施行）に伴い、所要の改正を行う。</p>	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い条例で定めることとされているため</p>
	政策アセスメント
改正の要点	財政課と調整済
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校薬剤師の公務災害補償の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）</li> </ul>	制度間調整の内容
施行予定時期	<hr/>
公布の日	その他審査の参考となる事項
適用区分	
<p>この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものに適用する。</p>	

改正案

現行

第一条～第七条 (略)

第一条～第七条 (略)

別表(第三条関係)

別表(第三条関係)

医師、歯科医師 又は薬剤師とし ての経歴年数	学校医及び学校 歯科医の補償基 礎額	学校薬剤師の補 償基礎額
五年未満	五、九四三 円	四、四五五
五年以上 一〇年未満	七、七〇 円	五、三四〇
一〇年以上 一五年未満	九、四〇〇 円	六、三六八
一五年以上 二〇年未満	一〇、六五三 円	七、四四三
二〇年以上 二五年未満	一一、五三八 円	八、四七八
二五年以上	一二、二八五 円	九、二六八

備考 (略)

備考 (略)

医師、歯科医師 又は薬剤師とし ての経歴年数	学校医及び学校 歯科医の補償基 礎額	学校薬剤師の補 償基礎額
五年未満	五、九四三 円	四、四五五
五年以上 一〇年未満	七、七〇 円	五、三四〇
一〇年以上 一五年未満	九、四〇〇 円	六、三六八
一五年以上 二〇年未満	一〇、六五三 円	七、四四三
二〇年以上 二五年未満	一一、五三八 円	八、四九三
二五年以上	一二、二八五 円	九、二八五



## 職員の給与に関する条例等の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	施行予定期日
平成 21 年度給与改定に係る本年 10 月 13 日の本府人事委員会の勧告及び労働基準法の改正などを踏まえ、高等学校等教育職給料表の改正及び月 60 時間を超える場合における時間外勤務手当の支給割合の引上げ並びに時間外勤務代休時間制度を導入する必要があるため。	平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
	適用区分
改正の要点	
<p><b>1 高等学校等教育職給料表の改正</b> 人事委員会勧告を踏まえ、高等学校等教育職給料表特 2 級の号給を、12 号給増設する</p> <p><b>2 時間外勤務手当の支給割合の引上げ</b> 労働基準法の改正等を踏まえ、月 60 時間を超える時間外勤務手当の支給割合を、150 分の 100 に引き上げる。</p> <p><b>3 時間外勤務代休時間制度の新設</b> 労働基準法及び地方公務員法の改正等を踏まえ、改正後の支給割合（150/100）と従来の支給割合（125/100 又は 135/100）との差額分（25/100 又は 15/100）の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することができる制度を新設する。</p>	条例措置を必要とする理由
	地方公務員法第 24 条第 6 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 42 条の規定により、職員及び府費負担教職員の給与その他の勤務条件は条例で定めることとされているため。
	政策アセスメント
	人事委員会と調整中
	制度間調整の内容
	人事委員会規則の改正
	その他審査の参考となる資料

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）要綱（抜粋）

1 職員の給与に関する条例の一部改正【第1条】

(1) 時間外勤務手当の支給割合の改正（第21条関係）

労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第89号）が平成22年4月1日から施行され、1箇月あたりの時間外労働が60時間を超えた場合、150/100の割増賃金を支払わなければならないこととなったことに伴い、所要の改正を行うものである。

- ① 正規の勤務時間以外にした勤務（週休日のうち人事委員会規則で定めるものを除く。（※1））の時間及び週あたり40時間を超えてした正規の勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。（※2））が1箇月について60時間を超えた場合の時間外勤務手当の支給割合は次のとおりとする。（第5項関係）

勤務の区分		月60時間以下	月60時間超え
正規の勤務時間以外にした勤務	・ 週休日（土曜日等）における勤務 ・ 休日（祝日、年末年始）における時間外勤務	135/100 (深夜の場合は160/100)	150/100 (深夜の場合は175/100)
	・ 週休日以外における時間外勤務	125/100 (深夜の場合は160/100)	
	・ 短時間勤務者の週休日以外の日における1日8時間までの時間外勤務	100/100 (深夜の場合は125/100)	
週40時間を超えてした正規の勤務		25/100	50/100

深夜 = 22:00から5:00までの間

※1 週休日のうち人事委員会規則で定めるものは、日曜日又はこれに相当する日（＝本府における労働基準法上の法定休日）とする。法定休日における労働は、労働基準法上は「休日労働」とされ、「時間外労働」とは異なるものとされていることから、日曜日又はこれに相当する日における時間外勤務については、60時間には含めないこととする。

※2 週あたり40時間を超えてした勤務の時間のうち、休日勤務手当が支給されることとなる時間に相当する時間を除く。（当該時間は、すでに割増賃金（35/100）を含んでいるため。）

- ② 時間外勤務代休時間（後述）により勤務しなかったときは、時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務の時間に係る時間外勤務手当の支給割合は、月60時間を超える前の支給割合とする。（第6項関係）

(2) 給与の減額対象からの除外（第28条関係）

時間外勤務代休時間が指定され、当該時間に勤務をしなかった場合については、給与の減額を行わないこととする。

(3) 高等学校等教育職給料表の改正（別表第4イ関係）

高等学校等教育職給料表の特2級が適用される首席の任用の年齢を33歳から30歳に引き下げることとしたことに伴い、現在の特2級の1号給より12号給分（3年分相当）低い給料月額のを設定することとする。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正【第2条】

(1) 時間外勤務代休時間制度の創設（第6条の2関係）

労働基準法の改正に基づき、1（1）①による1箇月について60時間を超えた場合の割増賃金の引上げ分の支払いに代えて、勤務をすることを要しない時間「時間外勤務代休時間」を与えることができる制度を創設する。

(2) 代休日が指定できる日からの除外（第10条関係）

時間外勤務代休時間が指定された日には、休日の代休日を指定することができないものとする。

3 施行期日【附則第1項】

平成22年4月1日から施行する。

4 号給の切替え【附則第2項】

高等学校等教育職給料表の特2級の号給の増設に伴い、施行日において同表の特2級を受ける者の号給の切り替えを行う。

（切替え方法） 施行日における号給 = 施行日の前日に受ける号給 + 12号給

改正案	現行
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)                      第五条 (略)                      2～4 (略)                      5 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日に、任命権者（大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。）が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。                      6～12 (略)</p> <p>(定時制通信教育手当)                      第十八条 定時制通信教育手当は、定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する職員のうち、次の各号に掲げる職員が、当該各号に定める業務に従事した場合に当該職員に対して支給する。                      一 (略)                      二 本務として定時制の課程又は通信制の課程で行う教育又は養護の業務に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び人事委員会規則で定める実習助手                      当該課程で行う教育又は養護の業務                      2 (略)</p> <p>(産業教育手当)                      第十九条 産業教育手当は、農業又は工業に関する課程を置く高等学校に勤務する職員で、次の各号の一に該当するものに対して支給する。                      一 農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、工業又は水産に関する科目を主として担当する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師で人事委員会規則で定めるもの                      二 (略)                      2～5 (略)</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)                      第五条 (略)                      2～4 (略)                      5 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日に、任命権者（大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。）が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。                      6～12 (略)</p> <p>(定時制通信教育手当)                      第十八条 定時制通信教育手当は、定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する職員のうち、次の各号に掲げる職員が、当該各号に定める業務に従事した場合に当該職員に対して支給する。                      一 (略)                      二 本務として定時制の課程又は通信制の課程で行う教育又は養護の業務に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び人事委員会規則で定める実習助手                      当該課程で行う教育又は養護の業務                      2 (略)</p> <p>(産業教育手当)                      第十九条 産業教育手当は、農業又は工業に関する課程を置く高等学校に勤務する職員で、次の各号の一に該当するものに対して支給する。                      一 農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、工業又は水産に関する科目を主として担当する教諭、助教諭及び講師で人事委員会規則で定めるもの                      二 (略)                      2～5 (略)</p>

(時間外勤務手当)  
第二十一条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項に規定する勤務一時間につき第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

4 前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第三項の規定により割り振られた一週間の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が四十時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

(時間外勤務手当)  
第二十一条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項に規定する勤務一時間につき第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

4 前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第三項の規定により割り振られた一週間の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が四十時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

<p>5] 第二項（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務（勤務時間条例第三条第一項及び第三項並びに第四条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が一月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間の給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>一 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）</p> <p>二 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 百分の五十</p>	<p>（新設）</p>
<p>6] 勤務時間条例第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>一 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第二項の人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合</p> <p>二 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 百分の五十から第四項の人事委員会規則で定める割合を減じた割合</p>	<p>（新設）</p>

<p>7 第三項に規定する八時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第二項の人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(義務教育等教員特別手当) 第二十四条の三 義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員に対して支給する。</p>	<p>(義務教育等教員特別手当) 第二十四条の三 義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員に対して支給する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の幼稚部若しくは高等部に勤務する教育職員については、第一項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の幼稚部若しくは高等部に勤務する教育職員については、第一項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>
<p>4 第一項及び前項において「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>4 第一項及び前項において「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>
<p>(給与の減額) 第二十八条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合、勤務時間条例第十二条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除くほか、その勤務しない時間一時間について、前条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給与の減額) 第二十八条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第十二条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除くほか、その勤務しない時間一時間について、前条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>2 (略)</p>